

## 化学物質の取扱量の集計結果について（条例：特定化学物質報告制度）

### 1 はじめに

#### (1) 特定化学物質報告制度とは

さいたま市内で特定化学物質を取り扱う事業者のうち、一定の要件※を満たす事業者はさいたま市生活環境の保全に関する条例（以下、「条例」という。）第74条第2項の規定に基づき、年度ごとに特定化学物質の取扱量を報告しなければなりません。

#### ※特定化学物質報告の要件

- ① 製造業など市条例施行規則で定める業種 24 業種に該当すること。
- ② 事業者として、常時使用する従業員の数が 21 人以上であること。
- ③ 特定化学物質を物質ごとに年間 500kg 以上取り扱った事業所を有すること。

#### (2) 特定化学物質報告制度と P R T R 制度の目的の違い

P R T R 制度（化管法）は、事業者が実際に環境中に排出した化学物質の量（排出量）や廃棄物などとして処理するために事業所の外へ移動させた量（移動量）の把握を目的としています。

特定化学物質報告制度（条例）は、事業者が平時は環境中に排出していないが災害や事故時に排出される可能性がある潜在的な化学物質の量や種類を広く把握することを目的としています。

#### (3) 用語の解説

##### ① 特定化学物質 計 606 物質

「特定化学物質の排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）」に規定する第一種指定化学物質 462 物質、第二種指定化学物質 100 物質及び条例に規定する物質 44 物質が該当します。

##### ② 取扱量

事業所において取り扱った特定化学物質の「使用量」、「製造量」及び「取り扱う量」の合計が「取扱量」です。

使用量は、事業所において事業活動に伴い使用した量です。

製造量は、事業所において製造した量（副生成物も含む）です。

取り扱う量は、例えばガソリンスタンドのように、入荷した特定化学物質を自ら使用しないで、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量です。

#### (4) 埼玉県集計結果

埼玉県内のデータは埼玉県が集計結果を公表しています。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0504/kakanhou/syukei.html>

## 2 令和3年度（令和4年度届出）の集計結果の概要

### (1) さいたま市の届出状況

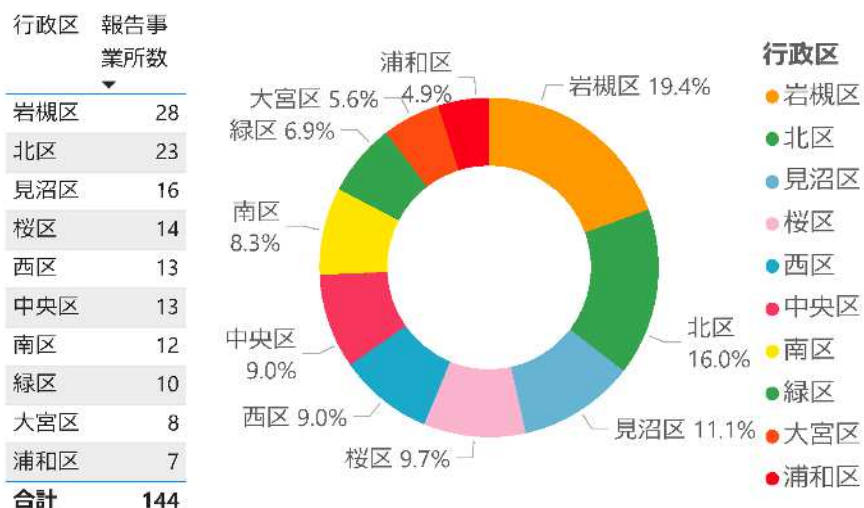
さいたま市内の届出事業所数は144件でした。その他、過年度新規報告が2件、過年度修正が1件ありました。

#### ① 業種別にみた届出状況

製造業・非製造業/業種グループ/業種	報告事業所数	構成比(事業所数)	取扱量(t/年)
製造業	47	32.6%	16,251
化学系	22	15.3%	14,959
化学工業	12	8.3%	13,670
プラスチック製品製造業	8	5.6%	815
ゴム製品製造業	2	1.4%	475
金属系	16	11.1%	947
鉄鋼業	1	0.7%	49
金属製品製造業	15	10.4%	898
機械系	4	2.8%	184
輸送用機械器具製造業	3	2.1%	183
電気機械器具製造業	1	0.7%	1
その他	5	3.5%	161
飲料・たばこ・飼料製造業	1	0.7%	154
パルプ・紙・紙加工品製造業	2	1.4%	4
なめし革・同製品・毛皮製造業	1	0.7%	1
その他の製造業	1	0.7%	2
非製造業	97	67.4%	46,847
-	97	67.4%	46,847
鉄道業	2	1.4%	7
燃料小売業	80	55.6%	46,387
洗濯業	1	0.7%	2
計量証明業	1	0.7%	2
一般廃棄物処理業(ごみ処分量に限る。)	5	3.5%	333
産業廃棄物処分量	1	0.7%	83
医療業	2	1.4%	2
高等教育機関	2	1.4%	8
自然科学研究所	3	2.1%	23
合計	144	100.0%	63,099

#### ② 行政区別にみた届出状況

表2 行政区別の報告事業所数等



### 3 取扱量

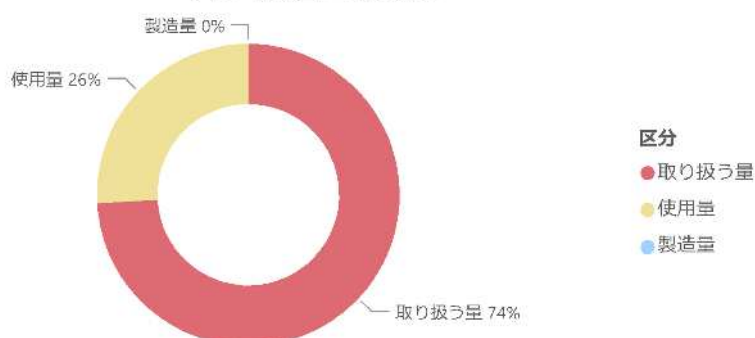
市内の事業所から報告された取扱量の合計は 63,099 トンであり、その内訳は使用量 16,333 トン、製造量 3 トン及び取り扱う量 46,763 トンでした。

表3 取扱量の構成

項目	特定化学物質 (606物質)			(t/年)	各項目合計
	第一種 (462物質)	第二種 (100物質)	市指定 (44物質)		
使用量	14,687	0	1,646		16,333
製造量	3	0	0		3
取り扱う量	46,383	0	380		46,763
<b>取扱量 (合計)</b>	<b>61,073</b>	<b>0</b>	<b>2,026</b>		<b>63,099</b>

(有効数字の関係上、取扱量(合計)と各項目の合計が異なる場合があります。)

図2 取扱量の構成比

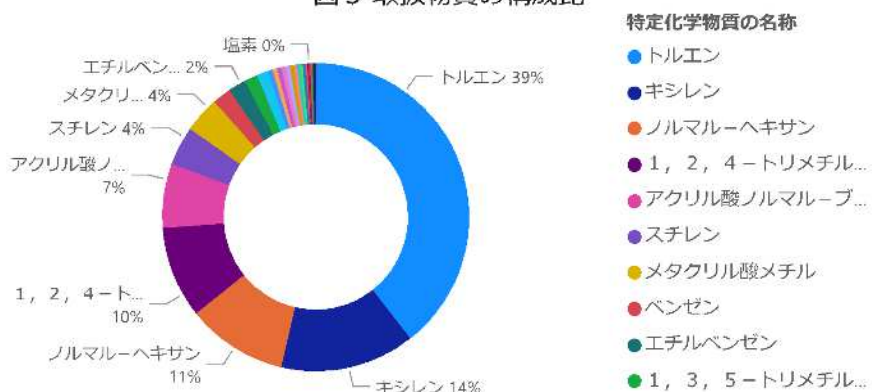


#### (1) 取扱量の上位物質

表4 取扱量の上位物質

順位	特定化学物質の名称	合計 (t)	構成比 (%)
1	トルエン	24,748	39.2%
2	キシレン	8,906	14.1%
3	ノルマル-ヘキサン	6,647	10.5%
4	1, 2, 4-トリメチルベンゼン	6,054	9.6%
5	アクリル酸ノルマル-ブチル	4,210	6.7%
6	スチレン	2,577	4.1%
7	メタクリル酸メチル	2,404	3.8%
8	ベンゼン	1,232	2.0%
9	エチルベンゼン	1,168	1.9%
10	1, 3, 5-トリメチルベンゼン	881	1.4%
		<b>63,099</b>	<b>100.0%</b>

図3 取扱物質の構成比



(2) 業種別取扱量

図4 上位10業種の取扱量 (t/年)

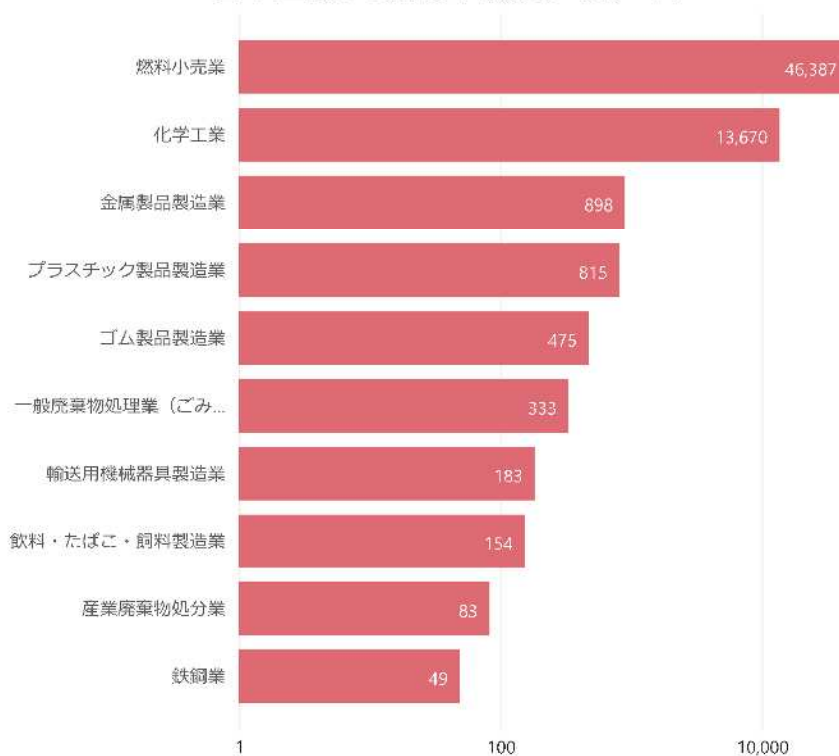


表5 主な業種における取扱量の上位5物質

業種/物質	合計 (t)	(%)
<b>燃料小売業</b>		
トルエン	21,926	47.3%
キシレン	8,752	18.9%
ノルマル-ヘキサ	6,525	14.1%
1, 2, 4-トリメチルベンゼン	6,037	13.0%
ベンゼン	1,232	2.7%
<b>化学工業</b>		
アクリル酸ノルマル-ブチル	4,210	30.8%
メタクリル酸メチル	2,404	17.6%
スチレン	2,347	17.2%
トルエン	1,702	12.4%
アクリル酸エチル	331	2.4%
<b>金属製品製造業</b>		
アンモニア (アンモニア水を含む。)	382	42.5%
トルエン	271	30.2%
キシレン	63	7.0%
エチルベンゼン	57	6.4%
塩化水素 (塩酸を含む。)	27	3.0%
<b>プラスチック製品製造業</b>		
トルエン	401	52.7%
スチレン	230	30.3%
フタル酸ジアリル	55	7.2%
メチルエチルケトン (別名MEK)	38	5.0%
ポリ (オキシエチレン) = アルキルエーテル (アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)	36	4.8%

燃料小売業の合計

**46,387**

(t)

化学工業の合計

**13,670**

(t)

金属製品製造業の合計

**898**

(t)

プラスチック製品製造業の合計

**815**

(t)

(3) 行政区別取扱量

表6 行政区別の取扱量

行政区	使用量	製造量	取り扱う量	取扱量(合計)
桜区	13,122	0	3,100	16,222
見沼区	183	0	8,086	8,269
緑区	1	0	7,248	7,249
岩槻区	1,538	0	5,311	6,849
北区	1,254	0	4,735	5,989
西区	34	0	5,309	5,343
南区	127	0	4,785	4,911
中央区	45	3	3,171	3,219
大宮区	28	0	2,631	2,660
浦和区	2	0	2,386	2,389
<b>合計</b>	<b>16,333</b>	<b>3</b>	<b>46,763</b>	<b>63,099</b>

図5 行政区別取扱量の構成比

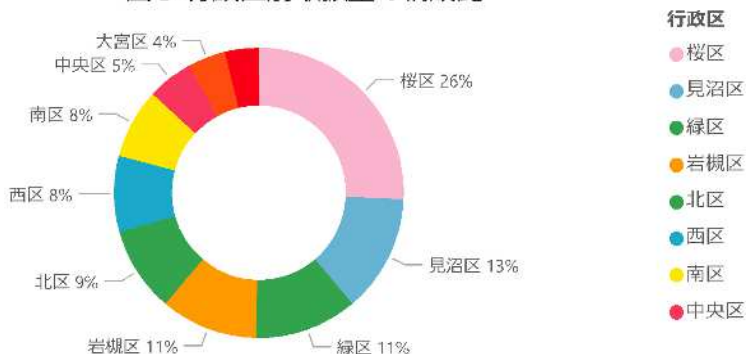


表7 行政区別の取扱量 (t/年) 上位物質

西区		北区	
トルエン	2,534	トルエン	2,341
キシレン	990	キシレン	920
ノルマルーヘキサン	757	ノルマルーヘキサン	604
1, 2, 4-トリメチルベンゼン	696	1, 2, 4-トリメチルベンゼン	565
ベンゼン	142	アンモニア (アンモニア水を含む。)	383
大宮区		見沼区	
トルエン	1,313	トルエン	3,847
キシレン	472	キシレン	1,531
ノルマルーヘキサン	395	ノルマルーヘキサン	1,185
1, 2, 4-トリメチルベンゼン	347	1, 2, 4-トリメチルベンゼン	1,062
ベンゼン	74	ベンゼン	220
中央区		桜区	
トルエン	1,528	アクリル酸ノルマルーブチル	4,200
キシレン	601	トルエン	3,031
ノルマルーヘキサン	419	メタクリル酸メチル	2,400
1, 2, 4-トリメチルベンゼン	404	スチレン	2,300
エチルベンゼン	86	キシレン	591
浦和区		南区	
トルエン	1,140	トルエン	2,398
キシレン	444	キシレン	879
ノルマルーヘキサン	317	ノルマルーヘキサン	661
1, 2, 4-トリメチルベンゼン	311	1, 2, 4-トリメチルベンゼン	617
エチルベンゼン	66	ベンゼン	128
緑区		岩槻区	
トルエン	3,304	トルエン	3,313
キシレン	1,405	キシレン	1,072
ノルマルーヘキサン	996	ノルマルーヘキサン	757
1, 2, 4-トリメチルベンゼン	938	1, 2, 4-トリメチルベンゼン	718
エチルベンゼン	222	エチルベンゼン	195

## (4) 取扱量の内訳

表 8 取扱量の内訳

使用量				取り扱う量			
順位	物質名	量 (t/年)	構成比 (%)	順位	物質名	量 (t/年)	構成比 (%)
1	アクリル酸ノルマルブチル	4,210	25.8%	1	トルエン	21,924	46.9%
2	トルエン	2,824	17.3%	2	キシレン	8,751	18.7%
3	スチレン	2,577	15.8%	3	ノルマルヘキサン	6,524	14.0%
4	メタクリル酸メチル	2,404	14.7%	4	1, 2, 4-トリメチルベンゼン	6,036	12.9%
5	アンモニア (アンモニア水を含む。)	354	2.2%	5	ベンゼン	1,232	2.6%
6	アクリル酸エチル	331	2.0%	6	エチルベンゼン	1,040	2.2%
7	酢酸ビニル	301	1.8%	7	1, 3, 5-トリメチルベンゼン	876	1.9%
8	アクリル酸及びその水溶性塩	291	1.8%	8	アンモニア (アンモニア水を含む。)	380	0.8%
9	硫酸 (三酸化硫黄を含む。)	285	1.7%				
10	メタノール	263	1.6%				
		<b>16,333</b>	<b>100.0%</b>			<b>46,763</b>	<b>100.0%</b>

製造量			
順位	物質名	量 (t/年)	構成比 (%)
1	ニッケル	2	69.2%
2	ニッケル化合物	1	30.8%
		<b>3</b>	<b>100.0%</b>

表 5 取扱量の上位10物質の用途と主な業種

順位	物質名	用途	主な業種
1	トルエン	ガソリン成分、溶剤、合成原料	ゴム製品製造業、金属製品製造業、プラスチック製品製造業、化学工業、燃料小売業
2	キシレン	溶剤、合成原料、ガソリン・灯油成分	金属製品製造業、燃料小売業
3	ノルマルヘキサン	ガソリン・灯油成分、溶剤	ゴム製品製造業、燃料小売業
4	1, 2, 4-トリメチルベンゼン	ガソリン成分、合成原料	燃料小売業、金属製品製造業、化学工業
5	アクリル酸ノルマルブチル	合成原料	化学工業
6	スチレン	合成原料	化学工業、プラスチック製品製造業
7	メタクリル酸メチル	合成原料	化学工業
8	ベンゼン	ガソリン成分	燃料小売業
9	エチルベンゼン	合成原料・中間体、溶剤、ガソリン成分	金属製品製造業
10	1, 3, 5-トリメチルベンゼン	ガソリン成分、合成原料	燃料小売業、金属製品製造業、化学工業

#### 4 経年変化

報告数 144件 (▲ 1件、0.7%減)  
 取扱量 63,099トン (+2,409トン、4.0%増)  
 製造量 3トン (± 0トン、増減なし)  
 使用量 991トン (▲ 991トン、5.7%減)  
 取り扱う量 423トン (+3,400トン、5.3%増)

